

外国人の場合の研究生出願時の手続事項

外国籍の方が本学の研究生として出願される場合、下記提出書類を他の出願書類とともに提出して下さい。

なお、本学の研究生となることにより、在留資格「留学」を取得することは出来ません。（例外事項に該当する場合は、本学へお問い合わせ下さい。）

また、研究生募集要項 1. ~ 4. の記載事項に加えて、以下の留意事項も必ずご確認ください。

1. 出願書類

- ①在留資格確認および取得計画書（本学所定様式）
- ②【在留資格を保有している者】在留カードの写し（表裏両面を提出）
※本学研究生として在籍する期間中有効であること。更新申請中の場合は、許可後すみやかに更新後の在留カードの写しも提出してください。
- ③【在留資格を保有していない者】在留資格（留学以外）を取得見込みであることの証明書類
- ④日本国際教育支援協会「日本語能力試験（JLPT）N1 または N2」合否結果通知書、日本語能力認定書、成績証明書（いずれか）
- ⑤パスポートの写し（顔写真のページ）

2. 留意事項

入学金および研究料は、新学期開始後 2 週間以内に納入して下さい。所定の期日までに納入がない場合は、入学許可が取り消されます。